

所管部課	まちづくり部 都市づくり課		部長	金子 秀之	
件名	東大和市空家等対策検討会議設置要綱について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市空家等対策計画に基づき、特定空家等の認定・措置等の仕組みづくりに取り組むにあたり、有識者、関係団体等の意見聴取を行いながら検討していくために、東大和市空家等対策検討会議を設置するものである。</p> <p>(1) 所掌事務</p> <p>以下に関する事項について意見をまとめ、市長に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定空家等の認定及び措置の手続きに関すること。</li> <li>・特定空家等の認定基準に関すること。</li> <li>・(仮称) 東大和市空家等対策協議会に関すること。</li> <li>・対策計画に基づく取組状況に関すること。</li> <li>・その他市長が必要と認めた事項に関すること。</li> </ul> <p>(2) 構成等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者 1人</li> <li>・関係機関及び関係団体 7人以内</li> </ul> <p>※会議の庶務は都市づくり課で処理する。</p> <p>(3) 施行日</p> <p>市長決裁の日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>空家等に関する専門的な意見を聴取しながら、特定空家等の認定・措置等の仕組みづくりに取り組むことで、空家等対策を効果的に実施することができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和4年12月 「東大和市空家等対策計画」策定 (計画期間：令和5年度から令和14年度までの10年間)</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに要綱制定の事務手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。